

第22回 総会議事録

1 開催の日時 令和4年4月27日(水) 午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 松江市役所本館西棟 3階 第2常任委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第131号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第132号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第133号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第134号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第135号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 39号 会長専決処分の報告

報告第 40号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(12名) 欠席委員(6名) 遅刻委員(0名)

1番 石倉 由美子 (欠)	2番 足立 裕子 (欠)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	9番 岸本 定朝 (出)	10番 角 智則 (欠)
11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (欠)	13番 吉岡 雅裕 (欠)
14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)	16番 矢野 秀行 (欠)
17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)	19番 三島 進 (出)

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	石原 裕子
農地係長	野津 慎一	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努	行政専門員	森田 稔

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第22回松江市農業委員会総会を開会します。本日の会議は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席委員を減じて開催いたします。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、1番委員、2番委員、10番委員、12番委員、13番委員、16番委員から提出されています。現に在任する委員の数、18名のうち、12人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。7番の委員、9番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主事と岸本主事にお願いします。それでは、議事にはいります。

議第131号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議第131号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。

お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件5筆で、使用貸借による権利の設定の案件が1件、所有権移転の案件が3件です。

はじめに、1番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町下意東の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣接に自作地があり、一体とした利用が見込めるためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、2番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町錦浜の畑2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢になり畑作を取りやめるため、かつ受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、移植機、防除機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、3番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町遅江の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、所有地整理のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、耕作希望のためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、バインダー、運搬機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、4番の案件についてご説明いたします。申請は、西忌部町の田1筆を使用貸借するものです。貸出人は、ご覧のとおりです。貸出理由は、家庭の事情により経営移譲したいためです。借受人は、ご覧のとおりです。借受理由は、家庭の事情により経営移譲を受けたいためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。借受後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長
6番委員

それでは現地調査班からの報告をお願いします。
いずれの案件も事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議	長	<p>それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第131号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第131号は原案のとおり許可することに決します。次に議第132号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>議第132号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の5ページと併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。</p> <p>初めに、4条1番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は秋鹿町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は350㎡、所要面積も同様の350㎡です。事業計画ですが、申請地を駐車場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に4条2番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は福原町の1筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は591㎡の内214㎡、所要面積も同様の214㎡です。事業計画ですが、申請地は3年前に形状変更の手続きをされ、その後、駐車場として使用されていたものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に4条3番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地です。転用面積は425㎡の内9.8㎡、所要面積も同様の9.8㎡です。事業計画ですが、申請地に墓地を移転するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に4条4番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八束町亀尻の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地除外済みです。転用目的は、個人住宅、事務所です。転用面積は635㎡、所要面積も同様の635㎡です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅、事務所とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
局		

議 6 番 議	長 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断いたしました。</p> <p>それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第132号は島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第132号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第132号は原案のとおり許可することに決めます。</p>
事 務 局	局	<p>次に議第133号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> <p>次に議第133号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議第133号、今月の農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。議案の7ページと併せて事業計画変更説明資料の事業計画変更5条の1番のページをご覧ください。事業計画変更1番についてご説明いたします。本案件は、令和3年4月総会に諮問し、許可することと決した案件で、一時転用期間を令和4年4月30日までとじていたものです。この度、引き続き区画整理事業を申請者が受注したため、仮設事務所設置の一時転用期間を令和6年6月30日まで延長したいとのことで、事業計画変更申請が提出されたものです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 6 番 議	長 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断いたしました</p> <p>ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第133号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第133号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第133号は原案のとおり承認することに決めます。</p>
事 務 局	局	<p>次に議第134号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議第134号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の9ページと併せて、農地法第5条の説明資料をご覧ください。</p> <p>初めに、5条1番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、</p>

建売住宅です。転用面積は419㎡、所要面積も同様の419㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して建売住宅2棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条2番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は212㎡、所要面積も同様の212㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して建売住宅1棟を建築とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条3番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。

農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は243㎡、所要面積も同様の243㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条4番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は247㎡、所要面積も同様の247㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条5番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西浜佐陀町の4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域、B区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、共同住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は2658㎡、所要面積も同様の2658㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して集合住宅4棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条6番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は109㎡、所要面積も同様の109㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を駐車場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条7番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。

た。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は62㎡、所要面積も同様の62㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を駐車場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条8番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀宮内の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、通路及び駐車場です。転用面積は77㎡、所要面積も同様の77㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を通路及び駐車場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条9番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は266㎡、所要面積も同様の266㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条10番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町伊志見の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域除外済みです。転用目的は、資材置場です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は653㎡、所要面積も同様の653㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条11番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域のため第3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は220㎡、所要面積も同様の220㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条12番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町下意東の2筆です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は仮設事務所、資材置場です。転用面積は765.17㎡、所要面積も同様の765.17㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和4年7月31日までです。事業計画ですが、申請地を道路災害復旧工事に伴う仮設事務所、資材置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおり

です。

次に、5条13番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の5筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、一部が10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地であり、一部が農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、一部が農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は仮設道路、駐車場です。転用面積は2759.26㎡、所要面積も同様の2759.26㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和7年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を農地の形状変更に伴う工事用車両の通行及び待避所のための仮設道路ほかとして一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条14番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第2号で、第1種農地内で行う一時転用に該当します。転用目的は看板設置です。転用面積は3㎡、所要面積も同様の3㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は許可日から3年間です。事業計画ですが、申請地に看板設置のために一時転用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条15番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町穴道の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域のため第3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は324㎡、所要面積は隣接する雑種地と合わせて471㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条16番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域除外地です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は418㎡、所要面積は隣接する宅地8㎡と併せて426㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長
委員
議長
議長
議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
いずれの案件も、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断しました
ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第134号のうち、島

議	長	根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号5番、9番、10番、14番以外について採決いたします。議第134号のうち、番号5番、9番、10番、14番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第134号のうち、番号5番、9番、10番、14番以外は原案のとおり許可することに決めます。 次に、議第134号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号5番、9番、10番、14番について採決いたします。議第134号のうち、番号5番、9番、10番、14番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第134号のうち、番号5番、9番、10番、14番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。 次に議第135号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	局	それでは議第135号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明をいたします。所1は、東出雲地区の案件で、田1筆の売買による所有権移転です。譲渡人は農地の管理ができないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。所2、3は、宍道地区の案件で、田1筆、畑3筆、田1筆、畑1筆の売買による所有権移転です。どちらも譲渡人は高齢で管理できなくなったため、譲受人は経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。 続いて、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は、生馬地区、新規案件です。利2は朝酌地区、更新案件です。利3～4は持田地区、新規案件です。利5～6は本庄地区、更新案件です。利7～12は大庭地区、利7～11は新規案件、利12は更新案件です。利13～14は忌部地区、更新案件です。利15～16は八雲地区、利15は新規案件です。利16は更新案件です。利17～28は玉湯地区、利17～25、27、28は更新案件、利26は新規案件です。利29～33は、宍道地区、利30は新規案件、残りは更新案件です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、5,471㎡、畑355㎡、計5,826平方メートル。相対契約の地目別面積は、田82,779㎡、畑201㎡、計82,990㎡となります。 つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。転1は秋鹿地区、更新案件です。転2は古江地区、新規案件です。転3～4は生馬地区、転3は新規案件、転4は更新案件です。転5は乃木地区、新規案件です。転6～7は鹿島地区、新規案件です。転8は美保関地区、新規案件です。転9～10は東出雲地区、更新案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田24,924㎡、畑0㎡、計24,924㎡となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第135号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議

長

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第135号は、原案のとおり決定することに決
します。

次に、報告に入ります。報告第39号「会長専決処分の報告」報告第40号「事務
局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事
務
議

務

局

長

(報告)

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第22回松江市農業委員会総会を閉会いたします。